

置賜広域病院企業団患者給食業務委託仕様書

1. 業務概要

(1) 委託業務の内容は、以下のとおりとする。

総合病院：献立管理、食材管理、食数管理、調理、盛付

長井病院：献立管理、食材管理、食数管理、調理、盛付、上膳、下膳、食器洗浄

南陽病院：献立管理、食材管理、食数管理、調理、盛付、上膳、下膳、食器洗浄

(2) 詳細は、別添 1「患者給食業務内容の詳細」及び別添 2「業務分担区分表」のとおりとする。

(3) 総合病院、長井病院及び南陽病院の給食業務の概要は、資料 1、資料 2 及び資料 3 のとおりである。

2. 業務実施場所

業務実施場所は次のとおりとする。

① 公立置賜総合病院：山形県東置賜郡川西町大字西大塚 2 0 0 0 番地

② 公立置賜長井病院：山形県長井市屋城町 2 番 1 号

③ 公立置賜南陽病院：山形県南陽市宮内 1 2 0 4 番地

3. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、医療法、医療法施行規則、食品衛生法、厚生労働省が示す大量調理施設衛生管理マニュアル、入院時の食事療養の基準、健康増進法、労働関係法令等を遵守すること。

4. 業務体制

(1) 業務の指導及び助言を行う者

受託者は、医療法施行規則第 9 条の 10 に定められた業務の指導及び助言を行う者を有すること。

(2) 人員配置

① 受託業務責任者

受託者は、医療法施行規則第 9 条の 10 に定められた受託業務責任者を 1 名配置すること。受託業務責任者は、業務全般の総括管理と委託者との連絡調整を行い、業務の遂行管理の責任を負うものとする。

② 栄養業務責任者（管理栄養士又は栄養士）

受託者は、管理栄養士又は栄養士が行う業務全般を管理する者（以下「栄養業務責任者」という。）を常勤 1 名配置すること。栄養業務責任者は、病院又は福祉施設において患者給食業務に 3 年以上従事した経験のある者とする。なお、受託業務責任者が、当該条件を満たす管理栄養士又は栄養士の場合は、栄養業務責任者を兼務することができる。

栄養業務責任者は、患者給食業務を円滑に遂行するため、各病院に配置した従事者を指揮監督し、適切な教育かつ研修を行うこと。また、業務効率化及び経費削減に関して積極的に提案を行うこと。

③ 調理業務責任者（調理師）

受託者は、調理業務全般を管理する者（以下「調理業務責任者」という。）を1名配置すること。調理業務責任者は、病院又は福祉施設において患者給食業務に2年以上従事した経験のある者とする。

（3）食品衛生責任者

受託者は、食品衛生責任者を1名配置すること。食品衛生責任者は、上記（2）に示す責任者のいずれかが兼務することができる。

（4）従事者

受託者は、委託業務を滞りなく遂行できるよう、管理栄養士又は栄養士、調理師、調理補助員及びその他の従事者を適切に配置し、仕様書に示す各責任者が勤務不要日等により不在であっても、日々の業務を滞りなく管理できる体制とすること。なお、調理に従事する者は、常勤の調理師であることが望ましい。

（5）人員配置計画及び各責任者・従事者の変更

受託者は、1日あたりの勤務体制と業務従事者数が確認できる資料（以下「人員配置計画書」という。）及び業務分担表を作成し、委託準備期間に提出の上、委託者の承認を得ること。また、受託者は、各責任者及び従事者を変更する場合は、業務分担表を修正の上、速やかに委託者に届け出ることとし、業務に従事させる前に委託者の承認を得ること。

（6）従事者について、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- ① 受託者は、従事者の資格証のコピー（有資格の従事者に限る）を委託者に提出すること。
- ② 受託者は、従事者を変更するときは、委託者に届け出ること。
- ③ 受託者は、委託者が従事者の勤務状態の不良、その他の理由により従事者の変更を命じた場合は、速やかにこれに応じること。
- ④ 受託者は、従事者の健康管理、労働安全衛生に努めること。

（7）従事者の服装等

- ① 服装は、病院給食業務にふさわしい清潔なものとすること。
- ② 受託者は、従事者全員に調理用及び食器洗浄用の制服を着用させるとともに、毎日専用で清潔なものに交換させること。なお、洗濯はクリーニング業者に依頼すること。

5. 設備の貸与及び保守等

- （1）業務で使用する各病院の施設及び厨房備品等機器は、資料1、資料2及び資料3のとおりであり、無償で貸与する。
- （2）受託者は、長井病院及び南陽病院に適温配膳車を配置すること。
- （3）受託者は、貸与された厨房備品等の点検・調整に努めるなど良好な管理のもとに使用しなければならない。
- （4）受託者は、貸与された調理関連施設及び設備・備品等に修理等の必要が生じたときは委託者に書面にて申し出ることとし、受託者の責めに帰する事由による故障等の場合、委託者は受託者に対し、修理に要した費用の請求を行うものとする。なお、この場合に、受託者は委託者の許可を得て、自らの負担で修理を行うことを妨げない。
- （5）献立、食数管理については委託者が保有する栄養食事管理システムを使用すること。栄養食事管理システムの保守は委託者が行うこととする。なお、栄養食事管理システムで使用する

る食品マスタ、料理マスタ等を追加または変更する場合は、事前に委託者の承認を得ること。

6. 経費負担及び委託料の請求支払い

- (1) 委託料の支払いは毎月払いとし、運営管理費及び食材料費の合計とする。また、長井病院及び南陽病院においては、適温配膳車の配置に係る経費を運営管理費に含めるものとする。
- (2) 委託者及び受託者の経費負担区分は別添3「経費負担区分表」のとおりとする。
- (3) 請求食数
 - ① 請求食数は、朝食、昼食及び夕食の1ヶ月の合計食数とする。
(病院で経費負担する濃厚流動食、免疫賦活食、検査食、GFOを除く)
 - ② 検査及び予備食の食数は請求食数に加えることができるものとする。

7. 代行保証人

受託者は、火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、社団法人日本メディカル給食協会と患者給食業務代行保証契約を交わしていること。

8. 病院事業への協力

受託者は、病院給食業務の遂行に必要な以下の事項に協力すること。

- (1) 病院給食の内容を協議する委員会等、院内会議への責任者の出席
- (2) 病院事業に関する関係機関の検査や指導への対応
- (3) 委託者が実施する火災訓練等、安全な施設管理のために必要な業務
- (4) 委託者が受け入れた実習生への実務指導
- (5) その他、委託者が業務改善に取り組む際、受託者の協力を求めた事項

9. その他

- (1) 余剰となった調理済食材は、全て廃棄処分とすること。
- (2) 病院の建物、調理室内の設備、器具、食器等の物品を破損しないよう取扱いに十分に注意するとともに、食材、消耗品、電気、水道等の使用に当たり、経費削減に努めること。
- (3) 盗難、火災の発生に注意し、業務終了の際には施錠及び火気処理を確認するとともに、不用灯の消灯を行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- (5) 受託者は常に業務改善に取り組み、給食の質を向上させるための提案を積極的に行い、高い信頼と評価が得られるよう努めること。
- (6) 受託者は、契約期間が満了したときは、後任の受託者に文書及び現場での業務説明をもって業務の引き継ぎを行い、翌年度の受託者が支障なく業務を遂行できるよう、必要な措置を講じること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項等疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。